

燕市告示第 360 号

令和 7 年度燕市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

令和 7 年度燕市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 燕市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「調整給付金(不足額給付分)」という。)は、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)(以下「調整給付金(当初給付分)」という。)の支給額に不足が生じる者等に対し、燕市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 調整給付金(不足額給付分)の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和 7 年 1 月 1 日時点で燕市に住所を有する者(燕市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割(以下「個人住民税所得割」という。)が課される者等を含む。)とする。ただし、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)上の非居住者並びに令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

(1) イ及びロに掲げる額の合計額(1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)がハに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

イ 3 万円に、その者の令和 6 年 12 月 31 日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年分所得税額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 3 の 3 第 1 項の規定がないものとした場合における令和 6 年分の所得税の額をいう。以下同じ。)を差し引いた額

ロ 1 万円に、その者の令和 5 年 12 月 31 日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年度分個人住民税所得割額(地方税法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。)を差し引いた額

ハ 調整給付金(当初給付分)の額(調整給付金(当初給付分)を辞退等した者にあつては、調整給付金(当初給付分)を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金(当初給付分)給付対象外であった場合、零とする。)

(2) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零であり、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 48 万円を超える者

(3) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第 32 条第 3 項及び第 313 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 32 条第 4 項及び第 313 条第 4 項の規定による事業専従者である者

(4) 前 3 号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(令和 5 年 11 月 29 日付け府地創第 327 号)に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 前項第 1 号イに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書

に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 7 年度分個人住民税課税情報から推計した令和 6 年分所得税額から算定した額とすることができる。

- 3 第 1 項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。
- 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号においては、次の各号に該当する者を除く。
 - (1) 令和 6 年分所得税額又は令和 6 年度個人住民税所得割額が零でない者
 - (2) 調整給付金(当初給付分)の給付対象者(控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。)
 - (3) 令和 5 年度の住民税非課税世帯への給付(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。)若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和 6 年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員(支給額)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、同号イ及びロに掲げる額の合計額(1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)から同号ハに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号イを、令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号ロを、それぞれ零とする。また、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で燕市に住所を有する者(燕市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、同号ロを零とする。

- 2 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4 万円とする。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で燕市に住所を有する者(燕市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、3 万円とする。

3 前条第 1 項第 4 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4 万円から、所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金(当初給付分)の額並びに前条第 1 項第 1 号の規定により支給される調整給付金(不足額給付分)の額(いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。)を差し引いた額とする(1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)。

4 前条第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金(不足額給付分)の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和 7 年 6 月 2 日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金(不足額給付分)の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第 5 条 調整給付金(不足額給付分)の受給権者は、第 3 条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第 6 条 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する者は、別紙様式第 1 号の確認書(以下「確認書」という。)を提出するものとする。ただし、令和 7 年 1 月 1 日時点で燕市に住所を有する者(燕市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)で、燕市から調整給付金(当初給付分)を受給していない者については、別紙様式第 2 号の申請書を提出するものとし、燕市は、当該者から申請書の提出があったときは、当該者に確認書を送付し、当該者は確認書を提出するものとする。

2 第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する者は、別記様式第 3 号の申請書を提出するものとする。

3 確認書、様式第 2 号の申請書及び様式第 3 号の申請書(以下「確認書等」

という。)の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により燕市に提出し、燕市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書等を燕市の窓口に出し、燕市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) オンライン申請方式 申請者が確認書等に記載する申請用フォームを通じて市に電子申請し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

5 燕市は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から別紙様式第4号の確認書送付先変更届(以下「変更届」という。)の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第6条の2 燕市は、前条の規定にかかわらず、調整給付金(当初給付分)を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、別紙様式第5号の支給のお知らせ(以下「お知らせ」という。)により調整給付金(不足額給付分)の支給の申込みを行うことができる。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別紙様式第6号の届出書による受給の辞退又は別紙様式第7号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 燕市長は、確認書又はお知らせに記載の日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金(不足額給付分)を支給することができる。

(代理による確認書等の提出・受給)

第7条 支給対象者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書等の提出及び調整給付金(不足額給付分)の受給を行うことができる者は、原則

として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で燕市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、燕市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 燕市は、第 1 項第 1 号及び第 2 号の者にあつては、燕市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書等の提出の期限)

第 8 条 確認書等の提出受付開始日は、燕市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和 7 年 10 月 31 日とする。また、様式第 2 号の申請書及び様式第 3 号の申請書の提出期限は、令和 7 年 10 月 31 日とする。

(支給の決定)

第 9 条 燕市長は、第 6 条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金(不足額給付分)を支給する。

(調整給付金(不足額給付分)の支給等に関する周知等)

第 10 条 燕市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第 11 条 燕市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 8 条第 2 項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金(不足額給付分)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 燕市長が第 9 条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備によ

る振込不能等があり、燕市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第 12 条 燕市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金(不足額給付分)の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金(不足額給付分)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 調整給付金(不足額給付分)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この告示の実施のために必要な事項は、燕市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（6 条関係）

様式第 1 号（第6条関係）

氏名
現住所

様

発行日 年 月 日

燕市長

調整給付金（不足額給付分）（※）支給確認書

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和 6 年に支給した調整給付金（当初給付分）注の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和 6 年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和 6 年の所得税（実績額等）及び令和 6 年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下とおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和 年 月 日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法 口座振込

支給日

支給口座

支給額

※空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

（1）調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	円	円	円
			↓ 令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切り上げ) 万円
注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額	令和7年の 所要額 (④)	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	調整給付金（不足額給付分） 支給額
	万円	万円	万円
注) 調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。			

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

【誓約事項・確認事項】 ※該当する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

□ 令和 5 年所得が少額で、令和 6 年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。

※上記は令和 5 年所得について未申告の方のみ、該当する場合にチェック（レ）してください。

□ 令和 6 年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和 6 年度分個人住民税所得割額の修正（非課税→課税）がありました。

※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。

□ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	---------	--

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座の変更等

表面上部の**口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、以下いずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。**

- ☐ ① **マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。**
(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ② **下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。**(通帳等の写しは不要)
☐ 市民・県民税の引落口座 ☐ 児童手当の受給口座
(希望する場合はいずれか1つをチェック)
※この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について税部局等に照会することを承諾します。
- ☐ ③ **下記の口座への振込を希望します。**
(通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に貼付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
		本支店 本支所 出所	1普通 2当座	※右詰めでお書きください	※通帳の表記に合わせてください
金融機関番号	1銀行 5農協 2金庫 6信託 3信託 7信託連 4信託	店番号			

ゆうちょ銀行		記号	番号	口座名義(カナ)
		※右詰めでお書きください	※右詰めでお書きください	※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください		1 0		

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の
確認・請求
受給
確認・請求及び受給
を委任します。
一法定代理の場合は、
委任方法の選択は不要です

本人氏名

署名

提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付分)支給確認書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(一枚目表面)
☐ 振込口座(一枚目裏面(一枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入))
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 「(2)給付金の振込先口座の変更等」で③をチェックした場合のみ貼付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。
- ☐ 『源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)』
※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な数値がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を貼付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

一枚目表面上部に記載の口座以外の口座で、「（２）給付金の振込先口座の変更等」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※一枚目表面上部に記載の口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件
ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。
今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの
添付等が不要になります。

源泉徴収票や確定申告書などの写し

様式第2号（6条関係）

様式第2号（第6条関係）

調整給付金（不足額給付分）（※）申請書

転入者

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年度分の推計所得額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市 (令和7年度個人住民税の課税市)
燕 市長殿

市
受付印

※本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。
※本様式を提出いただいた場合、燕市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から本市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方（例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方）
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方） など

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。

【支給要件】

- Ⅰ Ⅱ Ⅲ（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－Ⅲ＞0となる納税義務者
- Ⅰ 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数※1 － 令和6年分所得税額
- ※1 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む、国外居住者は除く。）
- Ⅱ 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数※2 － 令和6年度分個人住民税所得割額
- ※2 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む、国外居住者は除く。）
- Ⅲ 調整給付金（当初給付分）の額

- ②調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金（不足額給付分）申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下いずれか1つのチェック欄 (□) にレを入れてください。

- ☐ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ② 下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
- ☐ 市民・県民税の引落口座 ☐ 児童手当の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
- ※この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について税部局等に照会することを承諾します。
- ☐ ③ 下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを本様式に貼付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
			※右記のいずれか		※「1. 申請・請求者」名義に照る ※通帳の表記に合わせてください
金融機関コード		支店コード	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	記号	番号	口座名義(カナ)
	※右記のいずれか	※右記のいずれか	※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きと 上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入 ください	1 0		

提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- ☐ 振込口座(裏面上部)
- ☐ 署名(裏面下部)
- ☐ 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』
※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。
- ☐ 受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等
がわかる資料をご用意ください。
- ☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の
本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の
本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を貼付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を
登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。

「[公金受取口座](#)」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請
において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

様式第3号（6条関係）

様式第3号（第6条関係）

調整給付金（不足額給付分）（※）申請書

転入者以外

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市 (令和7年度個人住民税の課税市)
燕 市長殿

市
受付印

※本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付を、世帯主または世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者または事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ①下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円（※）が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

- 以下のいずれかの条件を満たすこと
 - ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
 - ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者または同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ②調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電 話 ()	

【代理申請を行う場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電 話 ()		
上記の者を代理人と認め、 調整給付金支（不足額給付分）申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下いずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ☐ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ② 下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
- ☐ 市民・県民税の引落口座 ☐ 児童手当の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
- ※この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について税部局等に照会することを承諾します。
- ☐ ③ 下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを本様式に貼付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
					※通帳の表記に合わせてください
金融機関コード		支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	記号	番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き を上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入ください	6桁目がある場合は (必順)に記入ください	※右詰めでご記入く ださい	※通帳の表記に合わせてください
	1	0	

提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- ☐ 振込口座(裏面上部)
- ☐ 署名(裏面下部)
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご利用ください。
- ☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書または課税証明書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『住民票の写し』
- ☐ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』
- これら3つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみご利用ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表裏)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の
本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の
本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を貼付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。



様式第 4 号（6 条関係）

様式第4号（第6条関係）

調整給付金(不足額給付分)(※)支給確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市
(令和7年度個人住民税の課税市)

燕 市長殿

市
受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、燕市において給付要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)支給確認書送付先変更届の提出を委任します。				本人氏名	署名

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 支給確認書 送付先変更届』(本書類)
※必要事項をご記入ください。

☐ 変更後の送付先(本様式上部)
☐ 署名(本様式下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本様式下部に貼付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

本人(代理人) 確認書類
※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー) (いずれか1つ)
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を貼付

様式第 5 号（6 条の 2 関係）

様式第5号（第6条の2関係）

氏名

様

現住所

発行日

年

月

日

燕市長

調整給付金（不足額給付分）（※）支給のお知らせ

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和 6 年に支給した調整給付金（当初給付分）注1の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです

注1：調整給付金（当初給付分）とは、令和 6 年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和 6 年の所得税（推計）及び令和 6 年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則注2として申請等の手続きは必要ありません。

注2：調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供する場合があります。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を改めてお願いする場合があります。

支 給 方 法

口座振込

支 給 日

支 給 口 座

支 給 額

調整給付金の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (① + ②)
	円	円	= 円
			↓
			令和7年の所要額 (④) (上記③を 1 万円単位に切上げ)
			万円
注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額	令和 7 年の 所要額 (④)	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	調整給付金（不足額給付分） 支給額
	万円	万円	= 万円
		↑	
		注) 調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。	

下記のいずれかに該当する場合は、____年 ____月 ____日までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- ☐ 本給付金を受給しない場合
- ☐ 振込口座を変更する場合
- ☐ 各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ先
燕市役所健康福祉部社会福祉課地域福祉係
-
新潟県燕市吉田西太田1934番地

様式第 6 号（6 条の 2 関係）

様式第6号(第6条の2関係)

調整給付金(不足額給付分)受給辞退の届出書

燕市長



- 1, 私は、「調整給付金(不足額給付分)」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「調整給付金(不足額給付分)」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

本人確認書類貼付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し
（いずれか1つ）

様式第7号（6条の2関係）

様式第7号（第6条の2関係）

調整給付金（不足額給付分）支給口座登録等の届出書

燕市長

市
受付印

1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「調整給付金（不足額給付分）」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

2. 新規振込先指定口座（原則、1. の届出者本人名義の口座に限る。）

※振込先金融機関口座確認書類を貼付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (五桁めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信濃連 4. 信連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード		支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】（チェック欄（□）に『✓』を入れてください。）

□ 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、年 月 日まで、市が届出者に連絡・確認できない場合に調整給付金（不足額給付分）が支給されないことに同意します。

提出書類

- ☐ 『調整給付金（不足額給付分）支給口座登録等の届出書』（本書）
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『届出者本人確認書類の写し（コピー）』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

本人確認書類等貼付用紙

本人確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件
ではありません。 「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。
今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの
添付等が不要になります。